



政府統計

平成 25 年度 市民の社会貢献に関する実態調査

調査結果概要

平成 26 年 1 月

内閣府

<本書において使用している省略語>

NPO法人・・・特定非営利活動法人

認定・仮認定NPO法人・・・認定・仮認定特定非営利活動法人

改正NPO法・・・改正特定非営利活動促進法

<文中、図表上の記載について>

・「n」＝「有効回答数」、「MA」＝「複数回答」を示す。

・地域区分は、以下のとおり。

| 地域区分 | 都道府県 |
|------|----------------------------|
| 北海道 | 北海道 |
| 東北 | 青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島 |
| 北関東 | 茨城、栃木、群馬 |
| 南関東 | 埼玉、千葉、東京、神奈川 |
| 中部 | 新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知 |
| 近畿 | 三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 |
| 中国 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口 |
| 四国 | 徳島、香川、愛媛、高知 |
| 九州 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 |

平成 25 年度 市民の社会貢献に関する実態調査

調査結果概要

- 目次 -

| | |
|---------------------------------|----|
| 第 1 章 調査の目的と方法 | 1 |
| 1. 調査の目的 | 1 |
| 2. 調査対象・調査方法 | 1 |
| 第 2 章 市民の社会貢献に関する実態調査 | 2 |
| 1. 回答者の基本属性 | 2 |
| (1) 性 | 2 |
| (2) 年齢 | 2 |
| 2. ボランティア活動の現状と意識 | 3 |
| (1) ボランティア活動に対する関心の有無 | 3 |
| (2) ボランティア活動経験の有無 | 3 |
| (3) 参加理由 | 4 |
| (4) 参加の妨げとなる要因 | 5 |
| (5) 国・地方自治体等への要望 | 6 |
| 3. 寄附の現状と意識 | 7 |
| (1) 寄附経験の有無 | 7 |
| (2) 寄附方法 | 7 |
| (3) 寄附をした相手 | 8 |
| (4) 寄附理由 | 8 |
| (5) 寄附の妨げとなる要因 | 9 |
| 4. NPO 法人に対する関心 | 10 |
| (1) NPO 法人に対する関心 | 10 |
| (2) 改正 NPO 法に対する関心 | 10 |
| (3) 認定・仮認定 NPO 法人へ寄附をしたいと思わない理由 | 11 |
| (4) NPO 法人（認定・仮認定含む）の情報公開 | 11 |

第1章 調査の目的と方法

1. 調査の目的

地域の活性化を図るとともに、全ての人々がその能力を社会で発揮できるよう下支えを進める共助社会をつくっていくために、市民や企業、団体など様々な主体が社会貢献活動へ参画できる仕組みを構築することが課題となっている。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の復興支援からも、ボランティアや寄附に対して市民の関心が向けられている。

こうした状況の下、改正特定非営利活動促進法（平成 24 年 4 月 1 日施行）において、「施行後 3 年を目途として、新制度の実施状況、NPO 法人を取り巻く社会経済情勢等を勘案した検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」との規定が設けられた。また、共助活動の推進に必要な政策課題の分析及び支援策の検討を行うことを念頭に置いて、ボランティア及び寄附などの社会貢献に関する市民の意識・行動を把握することを目的として、全国の市民を対象とした調査を実施した。

2. 調査対象・調査方法

調査対象：全国に居住する満 20～69 歳までの市民 10,000 人

全国を 11 の地域ブロックに分け、総務省自治行政局公表の「平成 24 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳」の人口比率、年齢比率、男女比率に合わせて全国 250 地方自治体の住民基本台帳より抽出

調査方法：郵送調査とオンライン調査の併用

調査期間：平成 25 年 9 月 7 日（土）～10 月 22 日（火）（45 日間）

回収率：31.3% $(3,090 \div (10,000 - 129) \times 100)$

発送数 10,000

不達数 129

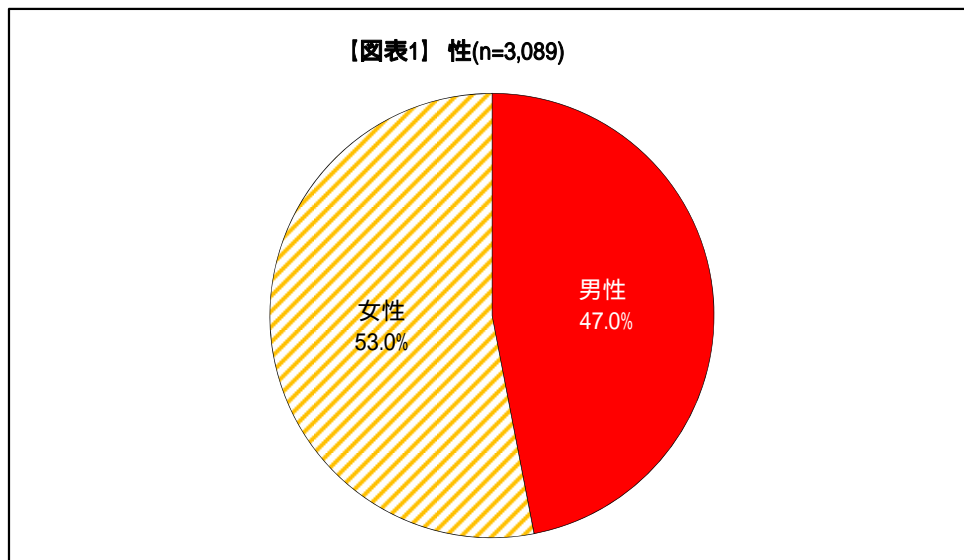
回答数 3,090

調査実施機関：株式会社ナビット

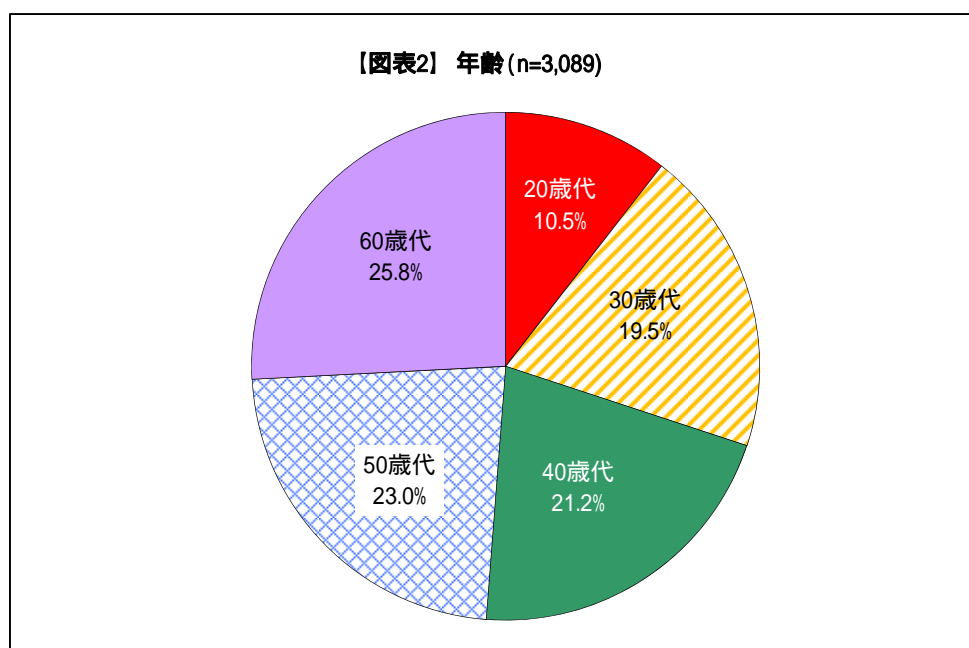
第2章 市民の社会貢献に関する実態調査

1. 回答者の基本属性

(1) 性【図表1】



(2) 年齢【図表2】

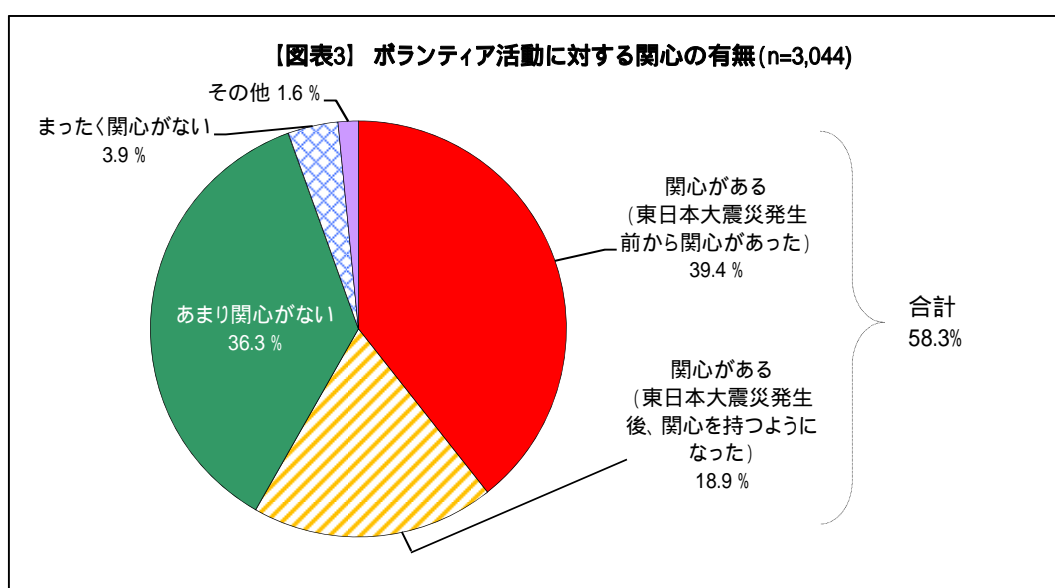


2. ボランティア活動の現状と意識

(1) ボランティア活動に対する関心の有無

過半数の人が、ボランティア活動に関心がある。

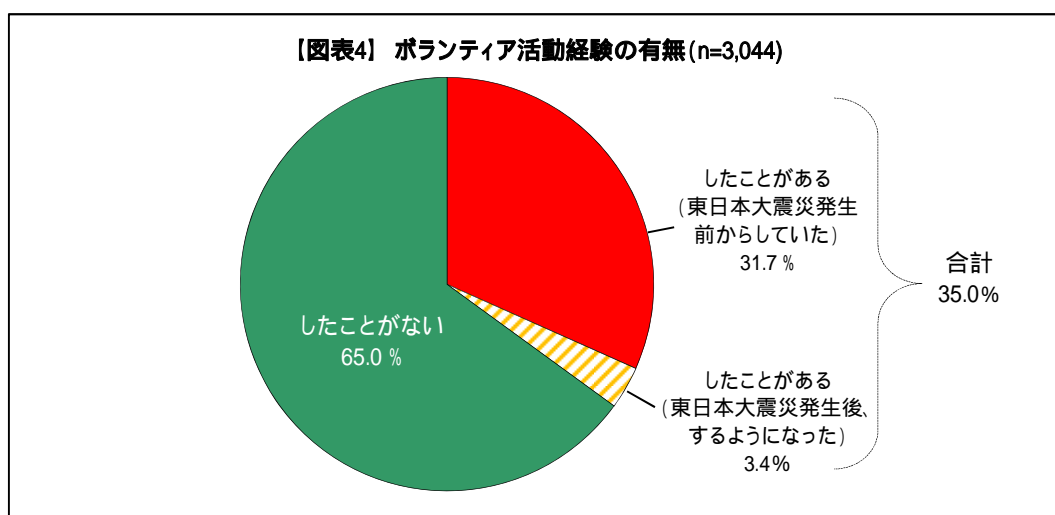
『ボランティア活動に対する関心の有無』をみると「関心がある（東日本大震災発生前から関心があった）」(39.4%)、「関心がある（東日本大震災発生後、関心を持つようになった）」(18.9%)で、合計58.3%がボランティア活動に関心がある。【図表3】



(2) ボランティア活動経験の有無

ボランティア活動をしたことがある人は35.0%

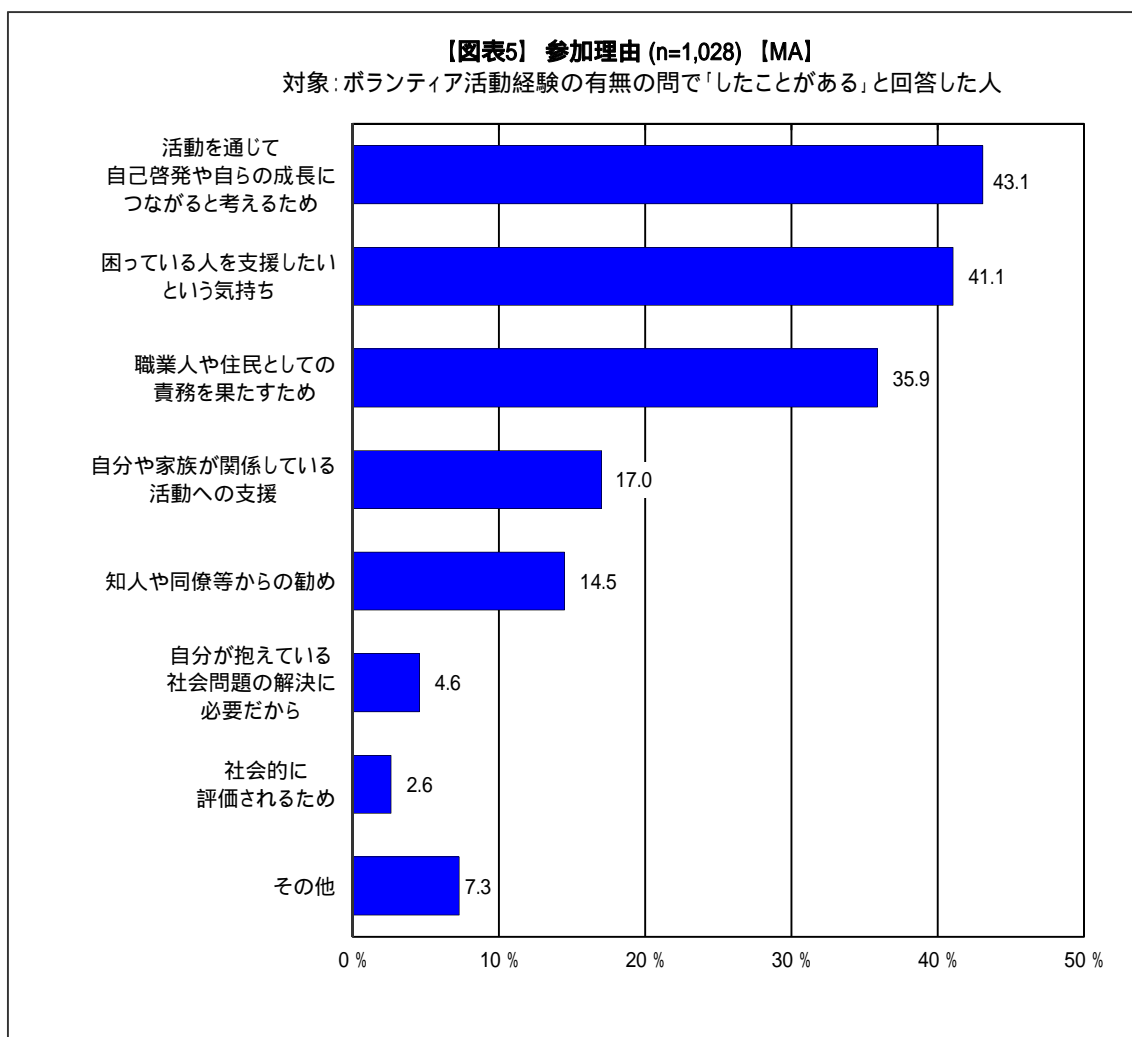
ボランティア活動をしたことがある人の多くは、震災発生前からボランティア活動をしていたことがうかがえる。【図表4】



(3) 参加理由

活動を通じて自己啓発や自らの成長につながる、困っている人を支援したい、職業人や住民としての責務を果たすため、と考えて活動に参加する人の割合が高い。

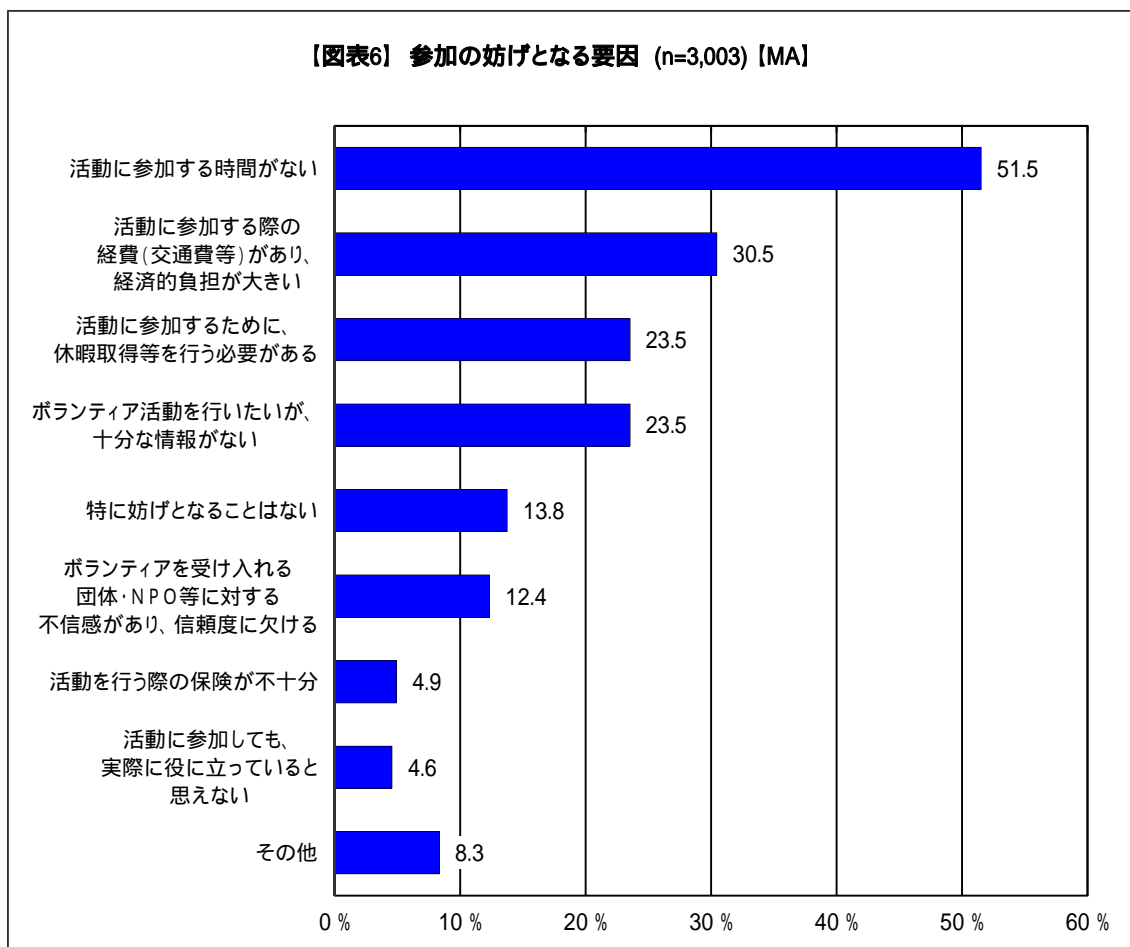
『参加理由』をみると、「活動を通じて自己啓発や自らの成長につながる」と考えるため（43.1%）、「困っている人を支援したいという気持ち」（41.1%）、「職業人や住民としての責務を果たすため」（35.9%）がそれぞれ30%を超えており、自らの成長や、困っている人の支援、職業人や住民としての責務といった理由でボランティア活動に参加している傾向がうかがえる。【図表5】



(4) 参加の妨げとなる要因

時間、経済的な理由がボランティア活動への参加の妨げとなっている。

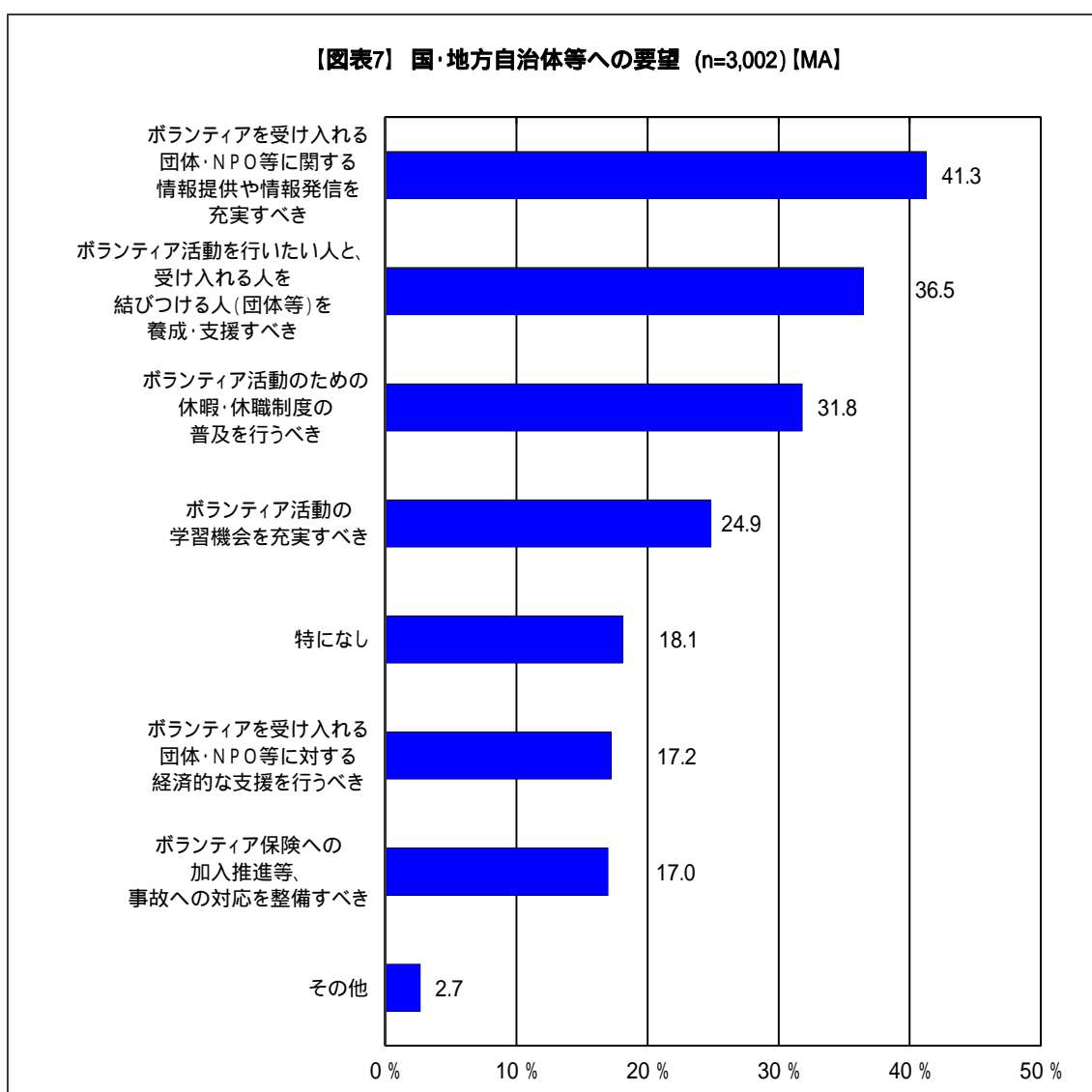
『参加の妨げとなる要因』をみると、「活動に参加する時間がない」(51.5%)、「活動に参加する際の経費(交通費等)があり、経済的負担が大きい」(30.5%)、「活動に参加するために、休暇取得等を行う必要がある」(23.5%)であり、時間や経済的な理由がボランティア活動への参加の妨げとなる大きな要因であることがうかがえる。【図表6】



(5) 国・地方自治体等への要望

ボランティア活動に関する情報提供、マッチングの支援、ボランティア休暇制度等の普及を行うことの要望が多い。

『国・地方自治体等への要望』をみると、「ボランティアを受け入れる団体・NPO等に関する情報提供や情報発信を充実すべき」(41.3%)、「ボランティア活動を行いたい人と、受け入れる人を結びつける人(団体等)を養成・支援すべき」(36.5%)、「ボランティア活動のための休暇・休職制度の普及を行うべき」(31.8%)と続き、国や地方自治体等がボランティアに関する情報提供や情報発信、マッチングの支援、ボランティア休暇等の普及を行うことの要望が多い。【図表7】

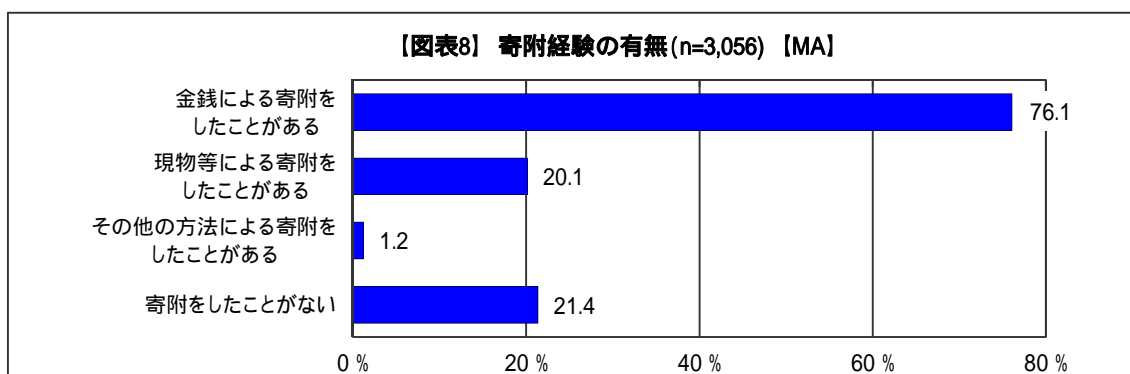


3. 寄附の現状と意識

(1) 寄附経験の有無

約8割が金銭による寄附をしたことがある。

『寄附経験の有無』をみると、「金銭による寄附をしたことがある」(76.1%)が最も高い。【図表8】

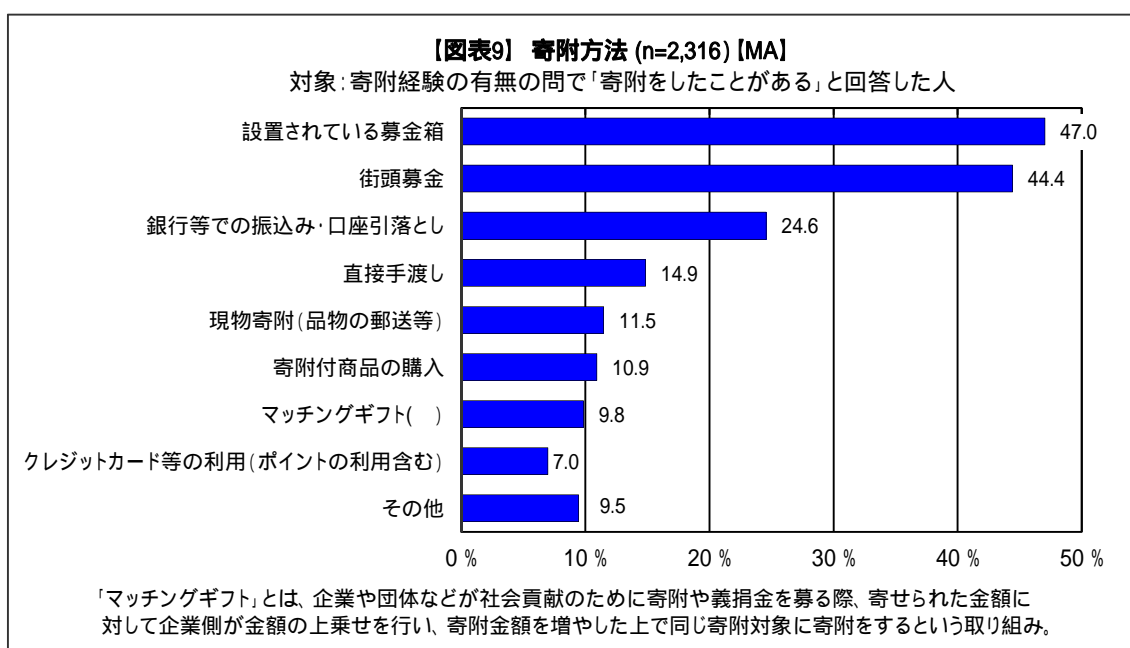


(2) 寄附方法

募金活動に対する寄附や、銀行等での振込み・口座引落としが多い。

『寄附方法』をみると、「設置されている募金箱」(47.0%)、「街頭募金」(44.4%)、「銀行等での振込み・口座引落とし」(24.6%)と続き、募金活動に対する寄附や、銀行等での振込み等が多い。

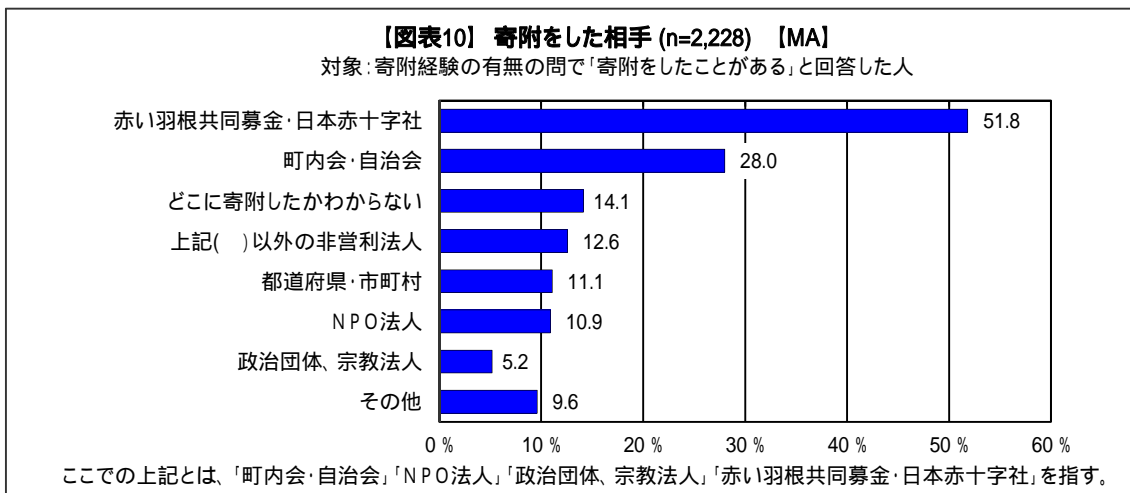
また「寄附付商品の購入」、「マッチングギフト」がいずれも10%前後であり、企業と連携した寄附方法も浸透しつつあることがうかがえる。【図表9】



(3) 寄附をした相手

赤い羽根共同募金・日本赤十字社 (51.8%) が過半数を占める。

『寄附をした相手』をみると、「赤い羽根共同募金・日本赤十字社」(51.8%)が過半数を占め、「町内会・自治会」(28.0%)と続く。【図表10】

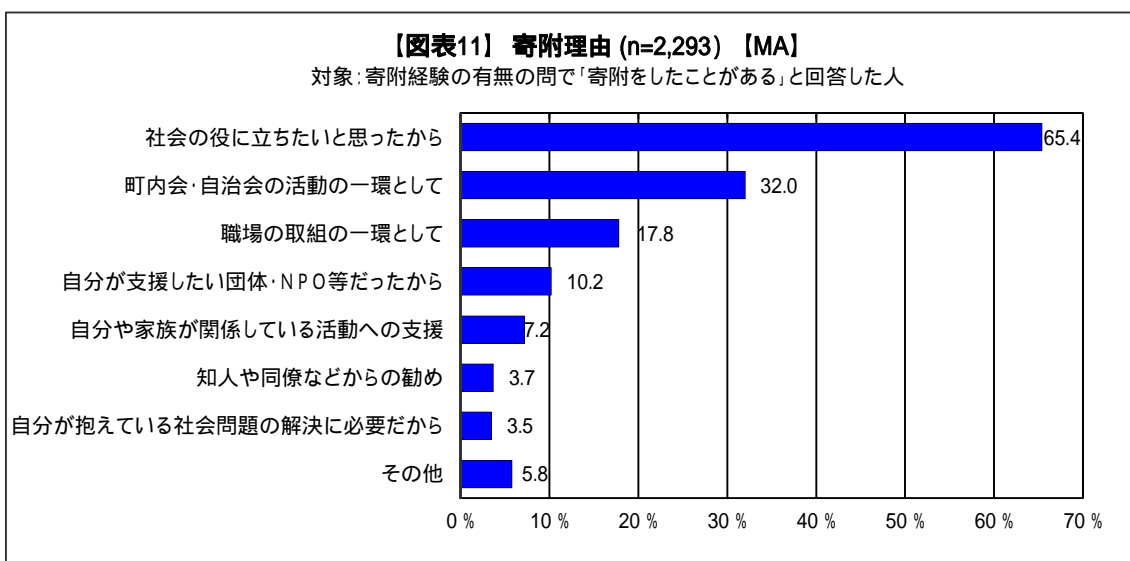


(4) 寄附理由

社会の役に立ちたいと思ったから (65.4%) が最も高い。

『寄附理由』をみると、「社会の役に立ちたいと思ったから」(65.4%)が最も高く、寄附を通じて社会の役に立ちたいと考える人が多いことがうかがえる。

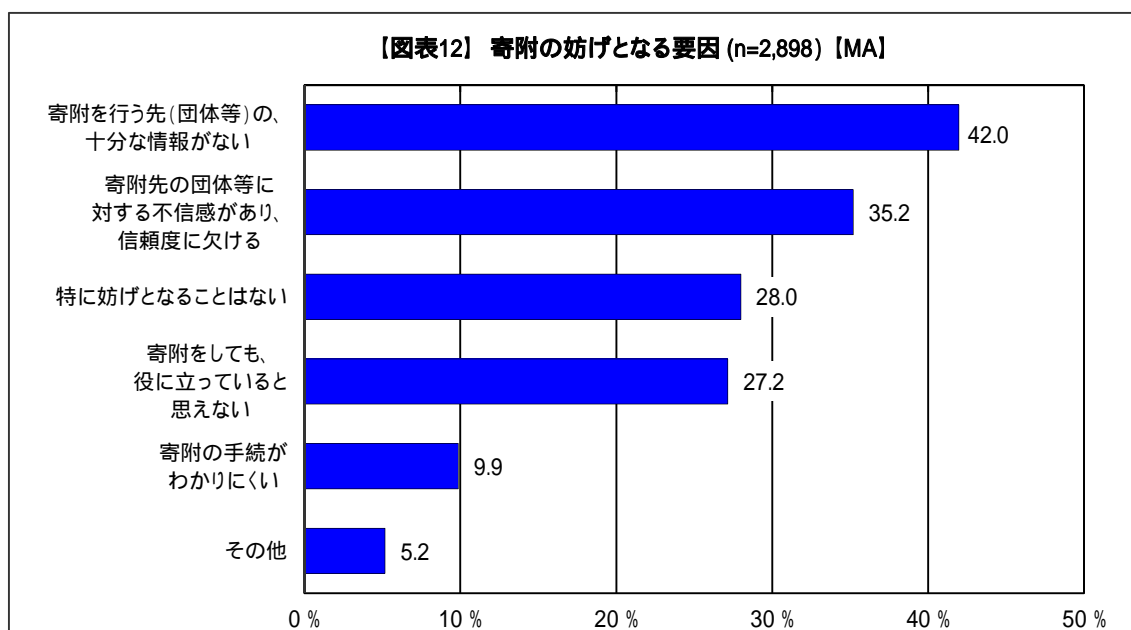
また、「町内会・自治会の活動の一環として」(32.0%)、「職場の取組の一環として」(17.8%)と続くことから、身近なところに何らかのきっかけがあると寄附につながる事がうかがえる。【図表11】



(5) 寄附の妨げとなる要因

情報不足や、信頼度の低さが1つの要因である。

『寄附の妨げとなる要因』をみると、「寄附を行う先（団体等）の、十分な情報がない」（42.0%）、「寄附先の団体等に対する不信感があり、信頼度に欠ける」（35.2%）と、情報不足や、情報不足による団体等に対する信頼度の低さが1つの要因であり、2.(4)のボランティア活動の参加の妨げとなる要因とも共通していることがうかがえる。【図表12】

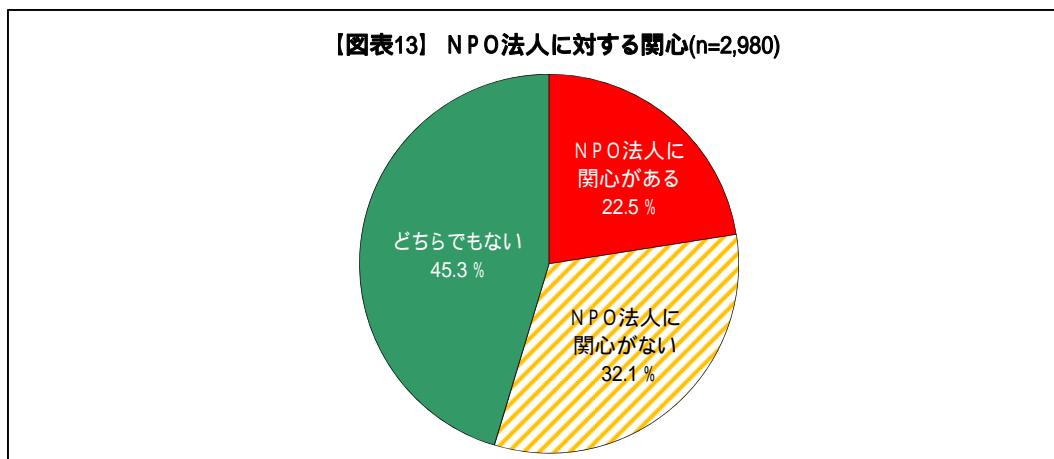


4. NPO法人に対する関心

(1) NPO法人に対する関心

NPO法人に関心がある人は22.5%

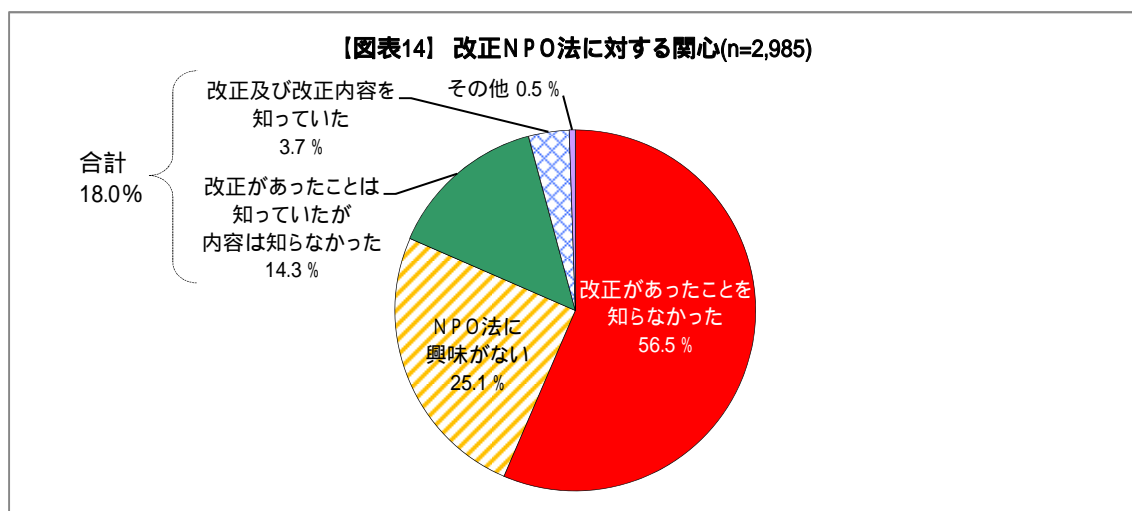
『NPO法人に対する関心』をみると、「NPO法人に関心がある」(22.5%)に対して、「NPO法人に関心がない」(32.1%)である。「どちらでもない」(45.3%)については、NPO法人の情報を十分に発信していけば、関心を持つ可能性がある層であるといえる。【図表13】



(2) 改正NPO法に対する関心

改正があったことを知っていた人は18.0%

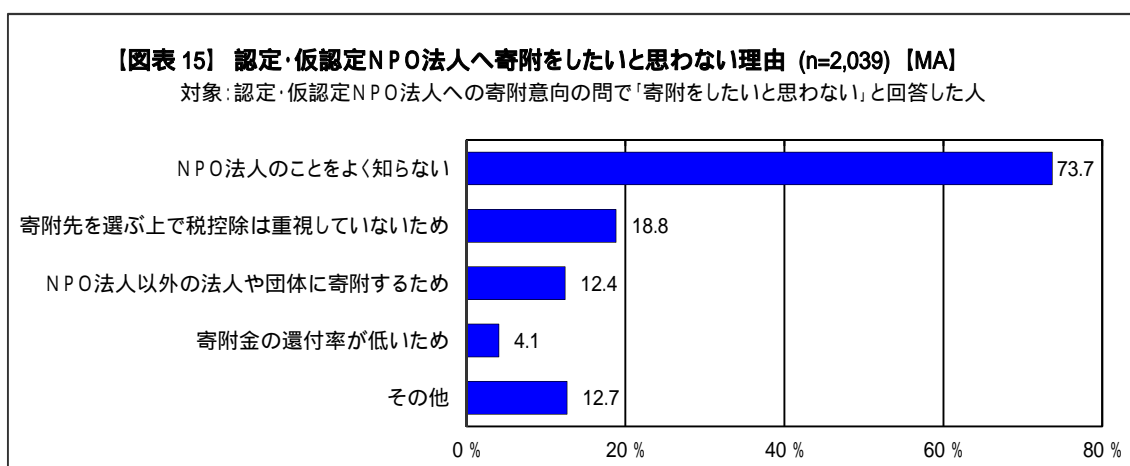
『改正NPO法に対する関心』をみると、「改正があったことを知らなかった」(56.5%)が過半数を占める一方、「改正があったことは知っていたが、内容は知らなかった」(14.3%)、「改正及び改正内容を知っていた」(3.7%)と、改正があったことを知っていた人は合計18.0%である。【図表14】



(3) 認定・仮認定NPO法人へ寄附をしたいと思わない理由

NPO法人をよく知らない(73.7%)が最も高く、情報不足が大きな理由である。

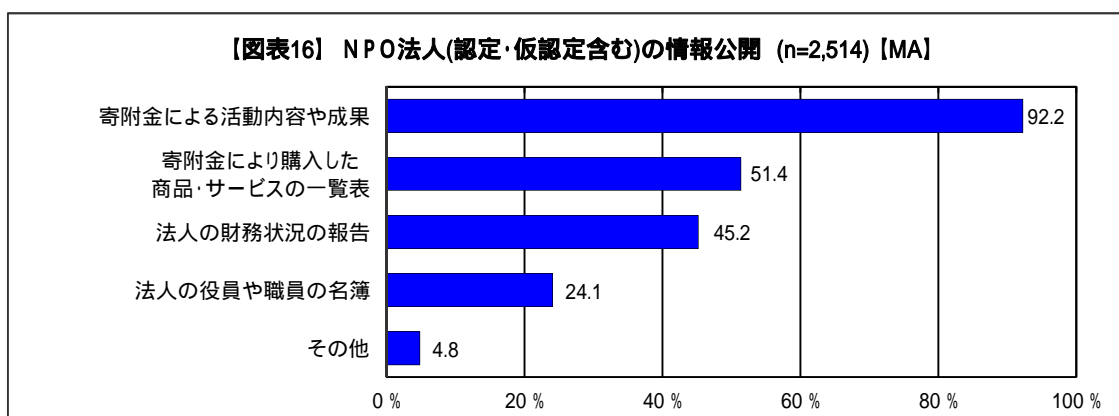
『認定・仮認定NPO法人へ寄附をしたいと思わない理由』をみると、「NPO法人のことをよく知らない」(73.7%)が最も高く、NPO法人に関する情報不足が大きな理由である。また、「寄附先を選ぶ上で税控除は重視していないため」が18.8%を占め、「寄附金の還付率が低いため」がわずか4.1%であることから、寄附をすることによる税控除を重視していないことがうかがえる。【図表15】



(4) NPO法人(認定・仮認定含む)の情報公開

寄附を行う場合に必要と考える情報は、寄附金による活動内容や成果(92.2%)が最も高い。

『NPO法人(認定・仮認定含む)の情報公開』をみると、寄附を行う場合に必要と考える情報は「寄附金による活動内容や成果」(92.2%)が最も高く、「寄附金により購入した商品・サービスの一覧表」(51.4%)、「法人の財務状況の報告」(45.2%)と続く。寄附金がどのように活用されるのかについて、注目度が高いことがうかがえる。【図表16】



この報告書に関するお問い合わせは、下記あてにご連絡ください。

〒100-8970

東京都千代田区霞が関3-1-1

内閣府

政策統括官（経済社会システム担当）付

参事官（市民活動促進担当）

TEL：(03) 3581-1284, 0862

『平成25年度 市民の社会貢献に関する実態調査報告書』の全文につきましては、インターネットを通じても提供しています。掲載しているホームページ・アドレスは下記のとおりです。

<https://www.npo-homepage.go.jp/>